

運輸安全マネジメントに関する取組み

① 輸送の安全に関する基本的な方針

株式会社富士モーターサービスは、輸送の安全の確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定める。(安全管理規程第4条)

- 1 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。
- 2 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- 3 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

② 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

1 事故削減目標

重大事故ゼロ・車内事故ゼロ・有責事故ゼロ

	重大事故		交通事故		内訳
	目標	発生	目標	発生	
令和2年度	0件	0件	0件	1件	人身0、物損1(自損1)
令和3年度	0件	0件	0件	4件	人身0、物損4(自損1)
令和4年度	0件		0件		

※重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故

※交通事故は、重大事故を除く有責・無責の全ての事故(構内、単独物損事故を含む)

③ 輸送の安全のために講じた措置

- 1 運転者に対する脳血管疾患検査(頭部MRI,頭部MRA)の実施
- 2 ヒヤリ・ハット情報による危険体験及び地点の周知
- 3 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフの記録による具体的な教育指導
- 4 先進安全装置車両等の安全性の高い設備の導入

④ 輸送の安全のために講じようとする措置

- 1 運転者に対する脳血管疾患検査(頭部MRI,頭部MRA)の実施
- 2 運転者に対する睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査の実施
- 3 ヒヤリ・ハット情報による危険体験及び地点の周知
- 4 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフの記録による具体的な教育指導
- 5 先進安全装置車両等の安全性の高い設備の導入

⑤ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別添のとおり

- ⑥ 輸送の安全に係る教育及び研修の実施状況
 - 1 運転者に対して行う指導及び監督指針に基づく教育の実施（年4回）
 - 2 運輸安全マネジメント国交省認定セミナー受講（経営者他）
 - 3 運行管理者及び補助者の運行管理者一般講習受講
 - 4 救命救急法講習の受講（運転者）

- ⑦ 輸送の安全に係る教育及び研修計画
別紙のとおり

- ⑧ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置
令和3年4月から令和4年3月の期間について、安全管理規程に定める内部監査を行い、輸送の安全を確保するための事業運営は適切に行われている旨を確認しました。次年度も輸送の安全を確保する事業運営を継続します。

- ⑨ 安全管理規程
別紙のとおり

- ⑩ 安全統括管理者
吉田 信一（常務取締役）